



第 1 回企業取引研究会資料

令和 8 年 10 月 7 日
公正取引委員会
中小企業庁

これまでの価格転嫁・取引適正化に関する取組

- ・ サプライチェーン全体における価格転嫁・取引適正化のため、企業取引研究会報告書（令和6年12月）において示された課題に対して、**必要なルール整備を進めてきた。**
- ・ 整備したルールの実効性を確保するため、周知・広報に努めるとともに、取適法の事件調査や未然防止のためのフォローアップ調査等を進めてきた。併せて、執行体制の強化を進めてきた。

ルール整備

- **取適法の施行（下請法改正）**
（令和8年1月1日施行）
 - ・ 特定運送委託の追加
 - ・ 従業員基準の追加
 - ・ 手形払等の禁止
 - ・ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止
 - ・ 面的執行の強化（事業所管省庁の指導・助言）等
- **支払告示の制定**
（令和9年4月1日施行）
 - ・ 給付の受領日から60日以内に代金を支払わないことの禁止
- **物流特殊指定の改正**
（令和9年4月1日施行）
 - ・ 着荷主による契約外の荷待ち・荷役への対応等
- **優越ガイドラインの改定**
 - ・ 価格協議に関する想定例の追加等
- **知財取引指針の策定**
- **労務費転嫁指針の策定・改正**

周知・広報

- **47都道府県における説明会**
 - ・ 取適法、支払告示等の説明
- **業種別説明会**
 - ・ 関係省庁と連携した業種別説明会の開催
- **多様な媒体による周知**
 - ・ YouTube、SNS、Web広告等
 - ・ パンフレット・ポスター等
- **相談対応**
 - ・ 全国の相談窓口において、取適法及び優越的地位の濫用に係る相談を受付
- **パートナーシップ構築宣言**
 - ・ サプライチェーン全体での取引適正化や付加価値向上を図る
- **価格交渉促進月間**

執行等

- **取適法の事件調査**
 - ・ 違反事件への厳正かつ機動的な対応（勧告・指導）
 - ・ 特定の業種・業界における集中調査
- **面的執行の強化（執行連携）**
- **未然防止のためのフォローアップ調査・注意喚起**
 - ・ 価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査
 - ・ 荷主と物流事業者との取引に関する調査

体制強化

- **価格転嫁・取引適正化に関する体制強化**
 - ・ 公正取引委員会事務総局の定員は841人（令和3年度末）から995人（令和8年度末）に増員
 - ・ 令和4年に公正取引委員会は優越Gメンを創設し、令和8年度では136名体制
 - ・ 平成29年に中小企業庁は下請Gメンを創設し、令和8年度では取引Gメンとして330名体制

● 47都道府県における説明会

取適法、改正物流特殊指定、支払告示等の周知のため、全国47都道府県での説明会を実施

● 業種別説明会

関係省庁と連携した業種別説明会を実施

● 「出張！トリテキ会議」

「取引改善のススメ」をテーマとして、中小事業者団体向けのプッシュ型広報を全国各地で開催



● 多様な媒体による周知

- ・ YouTube、SNS、Web広告等
- ・ 電車内広告
- ・ テレビCM等
- ・ パンフレット・ポスター等



● 実務に役立つ具体例の紹介

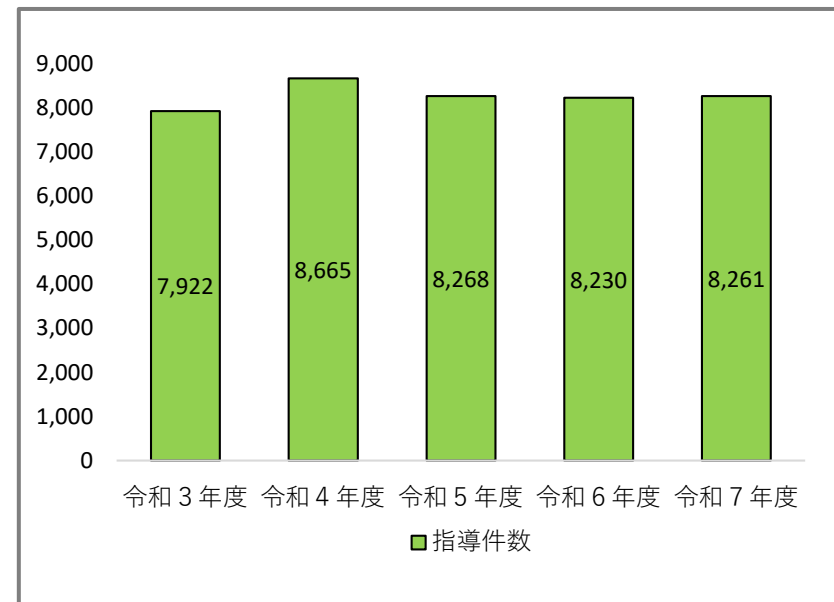
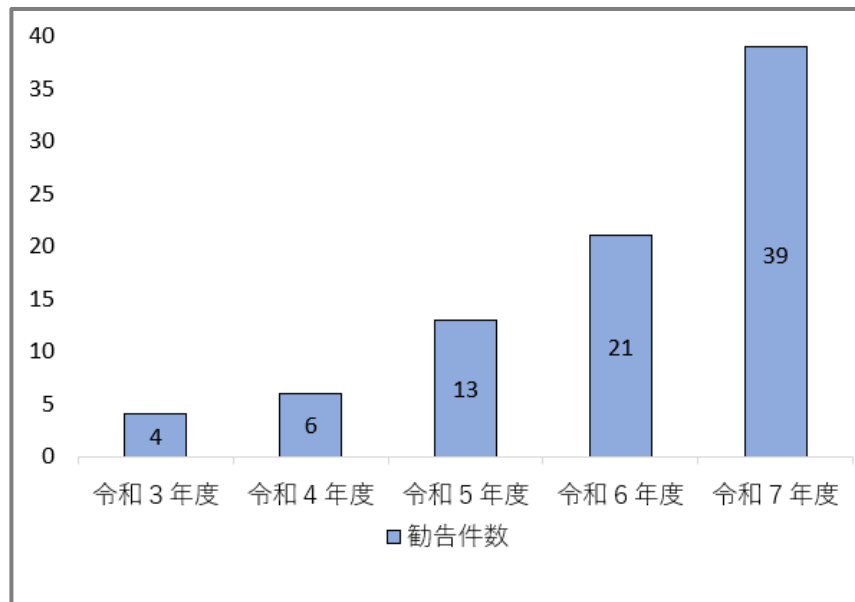
- ・ 取適法テキスト等による具体例の紹介
- ・ Q&Aの紹介



取適法（下請法）違反被疑事件の処理状況

令和6年度においては、勧告21件及び指導8,230件の措置を講じている。
また、令和7年度においては、勧告39件及び指導8,261件の措置を講じている。

図 取適法（下請法）違反被疑事件の処理件数の推移 [単位：件]



(参考) 特定の業種・業界における取適法違反被疑行為についての集中的な調査

令和7年以降、公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法（下請法）の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするとともに、特定の業種・業界におけるサプライチェーン全体での取引適正化を推進するため、特定の業種・業界における取適法（下請法）違反被疑行為について集中的に調査を行っている。

- ・ 広告業における取適法違反被疑事件の集中調査（令和8年6月29日公表）
- ・ 運送事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査（令和7年12月23日公表）
- ・ 自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査（令和7年12月22日公表）



広告業における取適法違反被疑事件の集中調査の結果について（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

概要

公正取引委員会及び中小企業庁は、特定の業種・業界におけるサプライチェーン全体での取引適正化を推進するため、取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を実施している。

→ 令和8年2月以降、**発注側の広告業者と受注側の広告制作者との間の中小受託取引に関する取適法違反被疑行為について集中調査**を行い、広告業者に対して、**7.1件の指導**を行うとともに、中小企業庁において取引Gメンによるヒアリングを実施した。

主な違反行為と指導内容

書面の不明示・明示不備	支払遅延	不当な給付内容の変更	不当な経済上の利益の提供要請
・ 業務を委託する際、発注時に発注内容等を明示していなかった。 ・ 知的財産権を譲渡・許諾させることを含めて発注しているにもかかわらず、その旨を明示していなかった。 ・ 制作物の修正・校正を求めることを前提として発注しているにもかかわらず、給付内容を変更する条件等を明示していなかった。	・ 広告制作者の給付を受領した日から起算して60日を超える可能性がある支払制度を採用していた。 ・ 広告制作者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、代金を支払期日までに支払っていなかった。	・ 発注時に給付内容を変更する条件等を明示せず、成果物の受領までの間に、広告制作者に対し複数回にわたり、広告制作者に責任のない修正・校正を無償で行わせていた。 ・ 広告主又は広告業者の都合で発注を取り消したにもかかわらず、発注取消までに広告制作者が要した費用を支払っていなかった。	・ 知的財産権を、自己のために無償で譲渡・許諾させていた。 ・ 自己のために無償で試作品を制作させていたほか、制作させた試作品の費用を支払っていなかった。 ・ 広告制作者に制作を委託した成果物等を、取引が終了した後も、自己のために広告制作者に無償で保管させていた。
✓ 発注時に直ちに発注内容等を明示よう指導し、知的財産権の扱いなど明示に不備がある場合には適切に明示よう指導。 ✓ 制作物の修正・校正を求めることを前提として発注している場合は、給付内容を変更する条件等を明示よう指導。	✓ 広告制作者の給付を受領した日から起算して60日以内に代金を支払うこととなる支払制度に見直しを行うよう指導。 ✓ 広告制作者からの請求書の提出の有無にかかわらず、支払期日までに代金の全額を支払うよう指導。	✓ 給付内容の変更のために広告制作者が要した費用を支払うよう指導。 ✓ 広告主又は広告業者の都合で発注が取り消されるまでに広告制作者が要した費用等を支払うよう指導。	✓ 成果物の知的財産権を譲渡・許諾させる場合であって、当該知的財産権を給付の一部とする場合には、当該知的財産権の対価を支払うよう指導。 ✓ 試作品の制作に広告制作者が要した費用や成果物等の保管費用を支払うよう指導。

取適法で追加された禁止行為等への指導内容

- ✓ **手形で代金を支払っていた**広告業者に対しては、直ちに**取適法に違反することのない支払手段に改める**よう指導。
- ✓ **電子記録債権を使用する場合は、**広告制作者が**支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えられるものとする**よう指導。
- ✓ 広告制作者との合意の有無にかかわらず、**振込手数料を**広告業者が負担するよう指導。

(参考) 省庁間連携による取適法の執行強化

1 概要

- 取引適正化を進めるためには、**実効性のある規制強化とともに、法執行の強化が不可欠**であり、政府一丸となって**面的執行を強化**していく必要がある。
- 令和8年1月1日に施行された取適法では、公正取引委員会及び中小企業庁に加えて、**事業所管省庁も取適法に基づく指導・助言が可能**となった。
- 取適法執行のノウハウを有する公正取引委員会が、事業所管省庁に対して、主導的に法執行の連携を図り、**「執行連携」**を推進。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

「下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、（略）中小企業庁・業所管官庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。」

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）

「2026年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図る。」

2 具体的な取組

関係省庁連絡会議

執行業務のノウハウの共有等を行い、事業所管省庁との連携を図るための関係省庁連絡会議を開催

事業所管省庁向け研修

事業所管省庁において取適法執行の実務を担う職員向けに、取適法の執行業務のノウハウを盛り込んだ**マニュアルを配布**し、取適法施行までに、対面（2回）及び録画配信により集中的に研修を実施

個別の事業所管省庁との連携

取適法施行に向けて、国土交通省をはじめとした事業所管省庁と**周知広報**でも連携した取組を実施（例：国土交通省との合同荷主パトロール、物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議の設置等）

(参考) 法執行を通じた事業所管省庁との連携

1 概要

- 公正取引委員会では、中小企業に不当に不利益を与える取適法（下請法）違反行為には勧告等を行い、迅速かつ厳正に対処。
- 個別の事業者への勧告の際には、サプライチェーン全体での取引適正化や、業界での悪しき慣習の見直しのために、**事業所管省庁と連携した業界への働きかけ**を積極的に実施。
⇒個別の取適法（下請法）違反事件への対処という「**点の取引適正化**」を「**面の取引適正化**」に繋げている。

2 これまでの具体的な取組

大阪シーリング印刷株式会社

下請事業者に対し、受入検査で問題がないとしたにもかかわらず、**24,600回**のデザインのやり直しを**無償**でさせていた。（令和6年6月19日 勧告）

経済産業省と
連携した働きかけ

全日本シール印刷協同組合
連合会による**業界自主点検**

ナイス株式会社

下請事業者に対し、「リベート」等として、下請代金の額から**約2320万円**を減じていた。（令和6年10月23日 勧告）

農林水産省（林野庁）
と連携した広報

事業者団体を含む
官民合同の協議会にて**講演**
（全国8ブロック）

トヨタ自動車東日本株式会社

下請事業者に対し、**440個**の金型等を長期間**無償**で保管させていたほか、一括生産部品**777個**を受領せず、**無償**で保管させていた。（令和7年10月31日 勧告）

経済産業省と
連携した働きかけ

日本自動車工業会に対し、
法令遵守の徹底等を**要請**

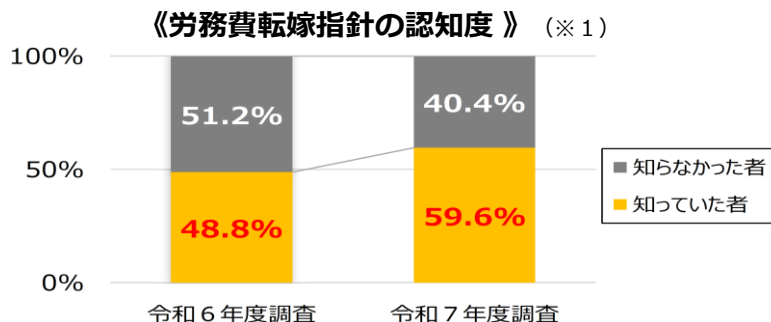
三菱ふそうトラック・バス株式会社

下請事業者に対し、**5,694個**の金型等を長期間**無償**で保管させていたほか、金型等の棚卸作業を行わせていた。（令和7年11月13日 勧告）

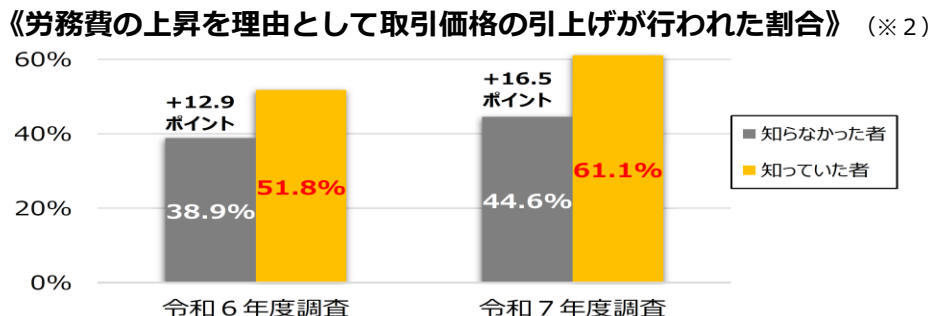
(参考) 価格転嫁円滑化の取組に関する調査の結果

- 公正取引委員会は、価格転嫁に関する実態等を把握するとともに、労務費転嫁指針に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するため、令和4年から価格転嫁円滑化の取組に関する調査（特別調査、緊急調査）を実施。
- 労務費転嫁指針の認知度は、約60%と一定程度進んだが道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向に変わりはない。
- 発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、全ての商品・サービスについて価格協議をした割合が60%強となっており、労務費に係る価格協議は進展している。

① 労務費転嫁指針のフォローアップ

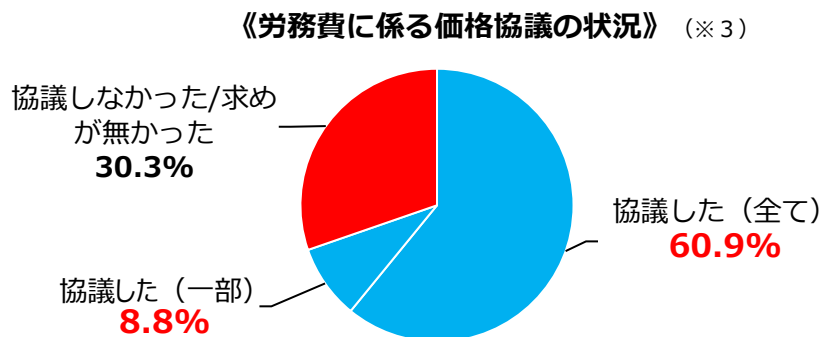


（※1）発注者・受注者の立場を問わず、指針について「知っていた」か否かの割合。
都道府県別にみると、全ての都道府県において「知っていた」と回答した者が50%を超えた。



（※2）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

② 価格協議の状況



（※3）発注者の立場として、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。
全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は60.9%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると69.7%）

(参考) 令和7年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査の結果

- 公正取引委員会は、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成16年公正取引委員会告示第1号）を指定し、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っている。
- 「令和7年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査」では、荷主及び物流事業者向けのアンケート調査を実施し、荷主105名に対する立入調査、荷主779名に対する注意喚起文書の送付を行った。
- 令和9年4月に施行される改正物流特殊指定の内容も踏まえ、調査の内容を更新し、今後も継続して実態調査を行う予定。

(1) 注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳

業種名 (注)		荷主数	割合
製造業 (大分類)		422 名	54.2%
	食料品製造業	57 名	7.3%
	化学工業	48 名	6.2%
	プラスチック製品製造業	31 名	4.0%
	生産用機械器具製造業	31 名	4.0%
	鉄鋼業	29 名	3.7%
	はん用機械器具製造業	27 名	3.5%
	その他	199 名	25.5%
卸売業、 小売業 (大分類)		225 名	28.9%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	58 名	7.4%
	飲食料品卸売業	50 名	6.4%
	機械器具卸売業	49 名	6.3%
	その他の卸売業	29 名	3.7%
	その他	39 名	5.0%
その他		132 名	16.9%
	協同組合	50 名	6.4%
	その他	82 名	10.5%
合計		779 名	100%

(2) 独占禁止法上の問題につながるおそれがある行為の行為類型別内訳

行為類型	件数 (注1)	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し (注2)	406 件	38.6%
(うち、荷待ちに関するもの)	(279 件)	(26.5%)
代金の支払遅延	240 件	22.8%
買いたたき	160 件	15.2%
不当な経済上の利益の提供要請	104 件	9.9%
代金の減額	71 件	6.8%
その他	70 件	6.7%
合計	1,051 件	100%

(注1) 複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は前記(1)の荷主数779名とは一致しない。

(注2) 同一の荷主が、荷待ちとともに、荷待ち以外の不当な給付内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更及びやり直しに該当している場合がある。

(注) 業種名は、日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）による。割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、大分類ベースの割合とその内訳の和は必ずしも一致しない。

(参考) パートナーシップ構築宣言

- 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
- サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、中小受託事業者との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守を宣言。
- サプライチェーン全体での取引適正化や付加価値向上を図ることを目的としている。

宣言のイメージ

労務費・原料価格の上昇等

宣言！

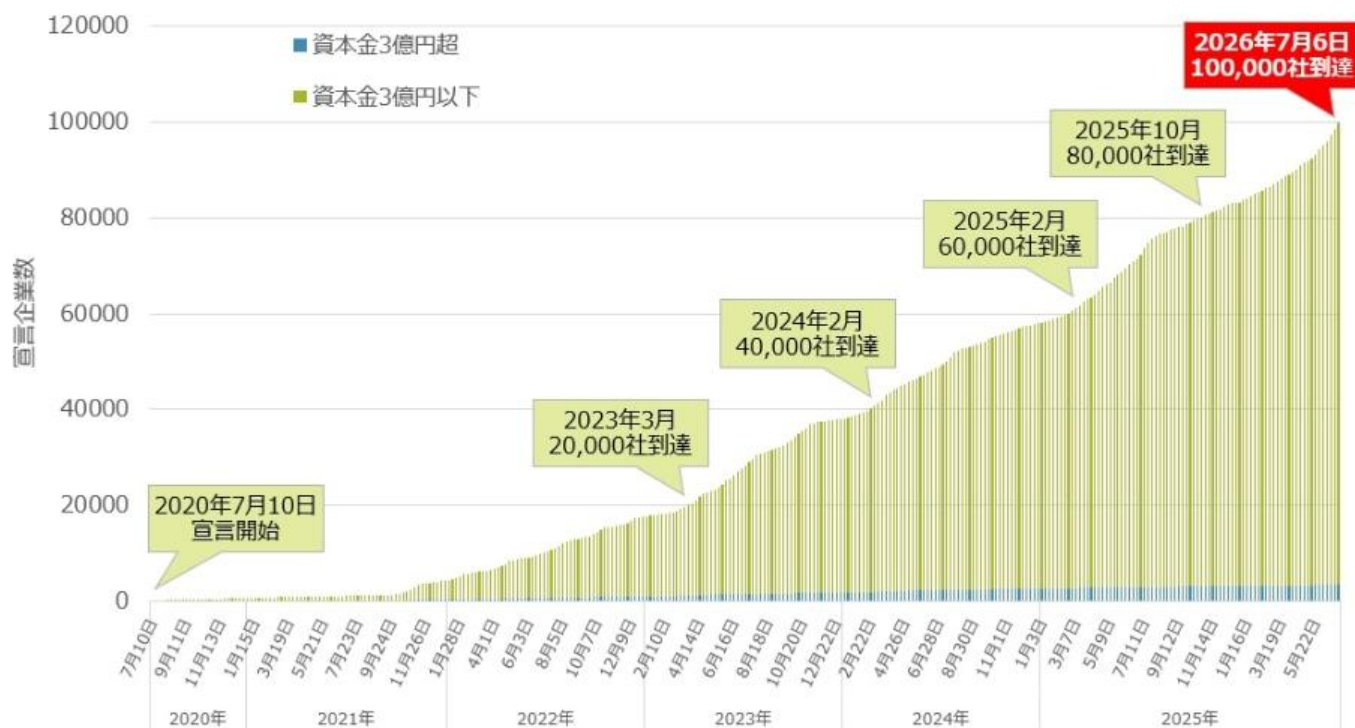
受注側
企業

価格転嫁の要望等

発注側
企業

望ましい取引慣行

- パートナーシップ構築宣言の宣言企業数の推移



価格転嫁に関する現状

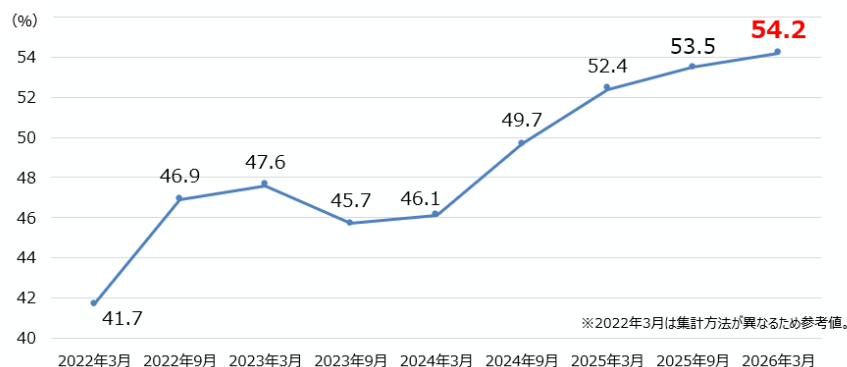
公正取引委員会及び中小企業庁による調査結果

- 中小企業庁が実施した「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果（令和8年6月26日公表）によれば、令和8年3月時点におけるコスト全体の価格転嫁率は54.2%であり、令和7年9月時点より約1ポイント増加している。
- 公正取引委員会が実施した「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果（令和7年12月15日公表）によれば、サプライチェーン全体としては、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階を遡るほど、要請受諾率は低くなっている。
- 価格転嫁率は増加しているものの、サプライチェーンの深い層になるほど価格転嫁が進んでいないなど、価格転嫁が道半ばであることも事実。

価格交渉促進月間フォローアップ調査

- コスト全体の価格転嫁率は54.2%。昨年9月時点より約1ポイント増加（前回53.5%→54.2%）。

価格転嫁率の推移



価格転嫁率は、「実際のコスト上昇分のうち、価格転嫁が実現した割合」の回答の平均値。

価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

《サプライチェーンの段階別の要請受諾率》

サプライチェーンの段階	労務費	原材料	エネルギー
需要者 ⇒ 製造業者等	68.9%	72.8%	70.8%
製造業者等 ⇒ 一次受注者	67.4%	73.3%	69.4%
一次受注者 ⇒ 二次受注者	62.3%	71.4%	65.1%
二次受注者 ⇒ 三次受注者	56.6%	67.3%	58.5%

要請受諾率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すもの。

① これまで整備したルールに関する声

- 現場へのタスクの下ろし方は会社によって様々であるため、経営層が法律を理解していたとしても、実際にどの程度対応できているかは会社ごとに差がある。（実務家）
- 規制は十分整っていると感じる。あとはそれらを活用し、周知し、行動を起こす必要がある。国としてそのようなメッセージを出す必要があると思う。価格転嫁をできない人に行動を起こさせる仕組みが必要。（事業者）
- 現場の担当者が規制を理解して自分の実務に当てはめることが難しい。（実務家）

② サプライチェーン全体の価格転嫁に関する声

- 最終メーカーとしては、自社の取引ではない、サプライチェーンの深い層同士の取引における価格転嫁については、価格転嫁を一般論として呼びかけるしかない。（事業者）
- 価格転嫁の推進のためには、トップから調達部門に対して価格転嫁を進めるよう指示をするなど、企業内で価格転嫁を徹底できるような仕組みが必要。（事業者）

③ 改善すべき商慣習に関する声

- 食料品の納入に関して、小売店からの不当な返品慣習が見られる。（事業者）
- 小売業者から店舗の売場作りの応援の要請を受けて従業員を派遣しており、派遣のために必要な費用を小売業者は負担していない。（事業者）
- 製品やサービスの内容について評価をせず、品質の劣る他社の価格との単純な比較により、一方的な価格設定を行う会社もある。（事業者）

今期の企業取引研究会の進め方

- **更なる価格転嫁・取引適正化の実現に向けて、これまで整備したルールを事業者に更に浸透させていく必要がある。**
 - ・ これまでに様々なルールを整備し、一定程度評価する声がある一方で、事業者には十分認識されていない、具体的な行動への当てはめが分かりにくいとの指摘がある。
- **サプライチェーンの深い層での価格転嫁を進める必要がある。**
 - ・ 取適法の施行等により価格交渉は浸透しつつあるが、特にサプライチェーンの深い層での価格転嫁は十分には進んでいない。
- **さらに、現状十分対応できていない商慣習や必要なルール整備がないかを検討していく必要がある。**
 - ・ 価格転嫁の環境整備のためには、取引上の立場を背景に、様々な負担を受注者に求める商慣習を是正する必要がある。

今期の企業取引研究会においては、経済団体等や各業界（16業種（食品製造、繊維、建材・住宅設備、建設、紙・紙加工、印刷、金属、機械製造、電機・情報通信機器、自動車、トラック運送、小売、通信、放送コンテンツ、情報サービス、広告））の業界団体に対してヒアリングを実施して実態の把握を行いながら、論点整理を行い、対応策の検討等について議論を行う。

企業取引研究会の予定

- ・ これまでの価格転嫁・取引適正化に関する取組・現状の振り返り
- ・ 団体ヒアリング（業種横断的な団体）
- ・ 団体ヒアリング（業界団体等）
- ・ 論点整理、大規模小売業実態調査・流通段階を含む多重構造における取引実態把握調査の速報
- ・ 対応の方向性、大規模小売業実態調査の報告
- ・ 対応策の報告

各業界においてみられる主な商慣習

- 官邸の「第3回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（中小WG）」（令和8年6月1日）において、各業界の価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が例示された。
- 「第4回中小WG」（同年9月10日）において、価格転嫁・取引適正化の取組を一層進めるため、内閣官房副長官から、業所管省庁においては、改善すべき商慣習の是正に向けて、業界団体と協力し、具体的な達成目標の設定を含め、来年の春までに対応方針を示すべく検討するよう指示があった。
- また、検討に際しては、有識者による検討の場を設け、各業界へのヒアリングを進めるよう指示があった。

各業界においてみられる主な商慣習について

6月1日WG資料
再掲・一部追記

- 各業界において引き続き、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が確認されている（以下15業種）。
- 商慣習の是正のため、業所管省庁と業界団体が連携し、**具体的な行動に移していくことが必要**。

第4回 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ資料1から抜粋

減額（歩引きやリベート等を含む）	型、治具等の無償保管	契約後の仕様・納期変更/返品
● 食品製造業 ● 繊維業 ● 建材・住宅設備業 ● 紙・紙加工業 ● 機械製造業 ● 電機・情報通信機器製造業 ● 自動車・自動車部品製造業 ● トラック運送業 ● 小売業	● 建材・住宅設備業 ● 紙・紙加工業 ● 金属業 ● 機械製造業 ● 電機・情報通信機器製造業 ● 自動車・自動車部品製造業	● 繊維業 ● 建材・住宅設備業 ● 印刷業 ● 金属業 ● 機械製造業 ● 自動車・自動車部品製造業 ● 放送コンテンツ業 ● 情報サービス・ソフトウェア業 ● 広告業
発注書面の不交付	原材料、在庫保管の強要	知的財産権の帰属・侵害
● 印刷業 ● 通信業 ● 放送コンテンツ業 ● 情報サービス・ソフトウェア業 ● 広告業	● 食品製造業 ● 繊維業 ● 機械製造業 ● 電機・情報通信機器製造業	● 建材・住宅設備業 ● 印刷業 ● 機械製造業 ● 放送コンテンツ業 ● 情報サービス・ソフトウェア業

※過去の取適法（下請法）上の勧告事例や取引Gメンヒアリングの内容等を参考に中企庁作成。

具体的な改善取組の例

取引実態把握 （業界団体主体の取組）	業界団体会員企業側から取引先に対して、取引実態に関する調査を実施。実務実態の把握を行うとともに、アンケートの内容に関連したKPIを業界として設定し、会員企業の達成状況を継続的にフォローアップする。
標準契約事項の決定 （業界団体主体の取組）	価格や仕様の変更、在庫の取り扱いや検査プロセス等について適切に定めた「標準契約書」を作成し、周知を徹底。会員企業については、その使用を努力義務化し、使用率をKPIとして実績値を収集・可視化する。
官民連携の検討会 （行政主体の取組）	業所管課と業界団体とが中心となり、サプライチェーン上の関係者を集め、取引適正化を議題とする会議を開催。実務上の課題や業界特性を踏まえた具体的なアクションの検討を前に進める。

価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習の具体例

- 取引Gメンによるヒアリングでは、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が数多く確認されている。

減額（歩引きやリベート等を含む）

- 以前から歩引きの慣習があり、業界内では珍しいことではない。季節品に関して、初回納品分で歩引きが発生することが多い。また、専売品を含む全商品に、1～数%のリベート、センターフィーが発生・徴収されている。（繊維業）
- 自社の請求額に対して、理由なく一定割合の歩引きが行われている。（小売業）
- 支払いが手形から現金に変更になったときから歩引きをされている。歩引きされた上で、振込手数料を引かれて代金が振り込まれる（紙・紙加工業）

類似事例が確認されている業界：食品製造業、機械製造業、建材・住宅設備業、電機・情報通信機器製造業、自動車・自動車部品製造業、トラック運送業

型、治具等の無償保管

- 金型の管理（保管・廃棄及びその費用負担）について書面での取り交わしをしていない。更新、補修など金型のメンテナンス費用発生についても取り決めがなく今まで請求できていない（建材・住宅設備業）
- 金型の保管や廃棄に関して、費用の協議もなく、ルールも存在しない。2024年に生産中止となった金型100トンについて、廃棄指示及び引き取りもない。（電機・情報通信機器製造業）
- 取引先が所有する金型のうち、700～800型を、無償で預かっており、休眠している型も約200型ある。保管料の請求により競合する他社に転注されることを恐れて交渉を申し入れたことはない。（金属業）

類似事例が確認されている業界：紙・紙加工業、機械製造業、自動車・自動車部品製造業

原材料、在庫保管の強要

- 納品予定表などのスケジュール案内がなく、原材料や在庫の負担が重い。取引先に引き取りをお願いしたが、断られた。（電機・情報通信機器業）
- 取引先の商品の売れ行きが悪く在庫過多になっている。取引先に取引拠点を貸し出しているが、取引先は相当の保管料を支払っていない。取引先の心証を悪くすることを懸念し、保管品の引き取りを申し入れできていない。（繊維業）

類似事例が確認されている業界：食品製造業、機械製造業

価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習の具体例

契約後の仕様・納期変更/返品

- 通常はリードタイムが1週間必要なところ、翌日納品などを要求されることがある。その際に短納期対応分の割り増し価格をのせて請求するが、一切払ってもらえない。（機械製造業）
- システム開発案件を受託しているが、取引最上位の取引関係者の意向で仕様が当初から何回も変更になったにもかかわらず、「予算が決まっている」と言われ、価格上昇分は取引価格に反映されなかった。（情報サービス・ソフトウェア業）
- 映像作品製作において、不測の事態により追加費用が発生することがあるが、追加費用の負担に関しての書面上の明確な取り決めはなく、スケジュール遅れが発生したときに納期に間に合わせるための追加対応費用などは費用請求の対象外となる（放送コンテンツ業）
- もともと合意していた納期に間に合うように製造したにもかかわらず、指定された納期が保留された。何度も納品を申し入れたにもかかわらず、結局分納となり、4か月に分けて4分の1ずつ納品することになった。（印刷業）

類似事例が確認されている業界：建材・住宅設備業、繊維業、金属業、自動車・自動車部品製造業、広告業

発注書面の不交付

- 発注書は今まで交付されたことがない。受注金額は暗黙の相場観があり、電話で口約束で決まる。特別な場合を除いて自社から見積書を発行することもなく、事後に請求書を発行するのみである。（放送コンテンツ業）
- 受注すると、口頭でイベント情報や主催者からの製品イメージ情報の連絡が来る。（印刷業）

類似事例が確認されている業界：通信業、情報サービス・ソフトウェア業、広告業

知的財産権の帰属・侵害

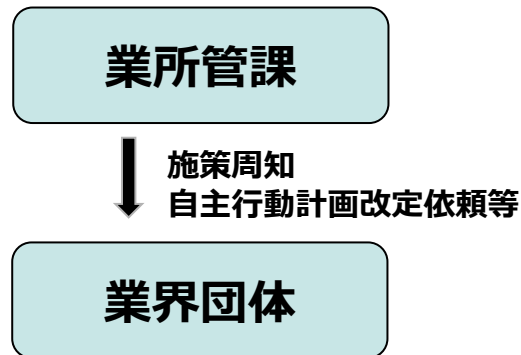
- 自社が設計した図面の提出を求められ提出したが、その後、その図面が他社への合い見積もりに依頼する内容の仕様として使われていることが発覚した。クレームを入れると契約を外されるかもしれないと思い、特段申し入れはしていない。（建材・住宅設備業）
- 「参考にしたのでソースコードを提供してくれ」と言われ、理由を尋ねたら「他社で開発することにしたので流用する」と言われた。やむをえずに無償提供させられたソースコードはその後、ほかの開発案件で使われている形跡が確認された。（情報サービス・ソフトウェア業）
- 印刷したものを納品する契約であるにもかかわらず、自社が編集したデータの無償提供をお願いされることが頻繁にある。（印刷業）

類似事例が確認されている業界：機械製造業、放送コンテンツ業

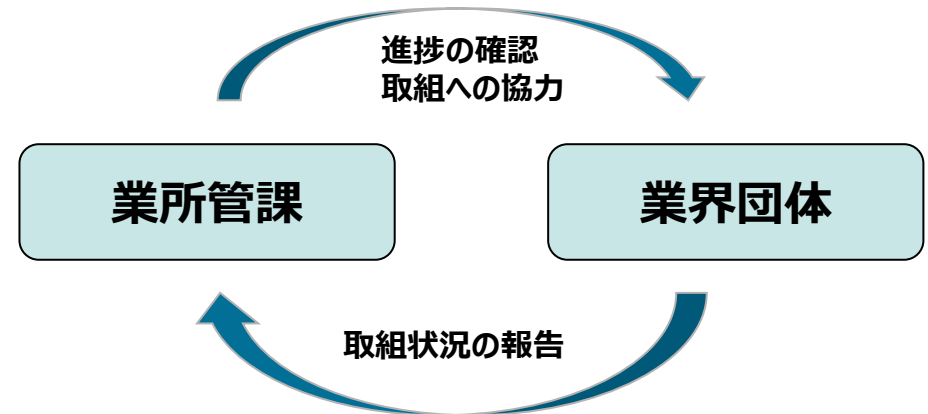
商慣習の是正に向けた対応

- これまで、取適法の執行等を通じて取引適正化を進めてきた。しかし、**取引適正化を阻害する商慣習がなお残存**。取適法等の執行・周知だけでなく「取引条件全体」を捉え、問題のある商慣習の積極的な是正まで踏み込む必要。
- 商慣習は、業界全体に根付いているものも多い。業所管課と業界団体とが主体となり取り組むことが重要。物価高を上回る賃上げを実現するためにも、周知から一段踏み込み、第三者からの視点も取り入れながら、是正に向けた取組の**進捗と結果を検証していく段階へと移行する必要**。

従来の取組



新しい方向性



- 是正すべき商慣習について、各業界での自主的な改善を促進。
- 政府側の基本対応は、取組の呼びかけや周知等。

- 是正すべき商慣習について、具体的に特定。
- 業界団体の達成目標、取組状況を政府側が確認。
- 政府も取組に協力。有識者からも助言。

(参考) 大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査

調査趣旨

公正取引委員会は、大規模小売業者と納入業者との取引について、継続的に実態調査を実施している。前回の調査報告書の公表（平成30年1月）から一定の期間が経過しており、原材料価格等の上昇といった大規模小売業者と納入業者の事業経営に影響を及ぼす事情のほか、SNSやデジタル広告等による販売促進手法の多様化など流通業界における事業戦略上の変化に伴い、大規模小売業者と納入業者との取引における取引条件や費用負担の内容が変化していることが想定される。

このような状況を踏まえ、改めて、大規模小売業者と納入業者との取引実態を把握し、優越的地位の濫用行為の未然防止を図ることなどを目的として、本実態調査を実施することとした。

ウェブアンケート調査

調査目的

大規模小売業者と納入業者との取引実態の把握

調査期間

令和8年7月30日～令和8年9月11日

調査対象

- ・ 小売業者 約1,200名
- ・ 納入業者 約31,000名

今後の対応

今後、ウェブアンケート調査の結果を踏まえ、関係事業者ヒアリングを実施するなどし、その結果を公表して広く周知するとともに、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為が認められた事業者に対し注意喚起文書を送付するなどの対応を行うことを予定している。

① 取引適正化に関するルール遵守の促進に向けて

- これまで整備してきたルールに関して、遵守を浸透させるため、取引の流れに沿って事業者が留意すべきポイントを示したガイダンスの作成等が考えられるのではないか。その際、想定すべきユーザーや既存の資料と差別化すべきポイントはどうか。

② 実効的な価格転嫁の定着に向けて

- サプライチェーンの深い層を含め、サプライチェーン全体での価格転嫁を一層推進するために、どのような取組を進めていくべきか。（例：流通段階を含む多重構造における取引実態把握、取引適正化のために参考となる好事例の紹介）

③ 改善すべき商慣習の是正に向けて

- 賃上げや投資のための適切な対価を得ることを阻害するような、改善すべき商慣習として現時点で整理できていない商慣習や取引実態はないか。
- 内閣官房副長官の指示（13頁参照）を踏まえ、商慣習の是正を進めるために必要な仕組み・環境整備として、どのようなものが考えられるか。（例：具体的な達成目標の設定、フォローアップの仕組、テキスト等での解釈の明確化）
- 現在調査を進めている大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査の結果も今後踏まえていく必要があるが、現時点での課題や考えうる対応策としてどのようなものがあるか。
- このほか、更に制度的対応が必要なものはないか。